

# アジア・太平洋法制研究会第10回国際民商事法シンポジウム

国際協力部教官

川野 麻衣子

## 第1 はじめに

法務省法務総合研究所は、公益財団法人国際民商事法センターとの共催により、令和3年（2021年）3月4日（木）、「東南アジア4か国のジョイントベンチャー法制と実務対応～インドネシア・マレーシア・タイ・ベトナム～」と題して、アジア・太平洋法制研究会第10回国際民商事法シンポジウムを開催した。以下、その概要を報告する。

## 第2 背景

法務総合研究所は、国際民商事法センターと共に、平成8年度から、アジア太平洋地域における民商事法分野に関する法制比較のためのアジア・太平洋法制研究会を開催し、これまで、倒産法制（平成8年度、同9年度）、企業倒産と担保法（平成10年度、同11年度）、ADR（平成12年度、同13年度）、知的財産権（平成14年度、同15年度）、国際会社法（平成16年度、同17年度）、株主代表訴訟（平成18年度～同20年度）、監査制度（平成21年度～同23年度）、会社情報提供制度（平成24年度～同26年度）及び会社法実務（平成27年度～同29年度）をテーマとして実施してきた。

近年、東南アジア地域では、東南アジア諸国連合（ASEAN）加盟国を中心として目覚ましい経済発展と国際化の進展が見られるところ、勤勉、低廉かつ豊富な労働力等が魅力となり、日本企業の進出が急速に進んでいる。我が国としては、東南アジア諸国と共に、更に一層の経済交流を促進し共に繁栄の道を歩むため、それぞれの国について理解を深め、よりよい国際経済取引の法的仕組みを探求していくことが望ましいが、会社法制の在り方については、これまであまり比較研究が行われてこなかった。

そこで、このような状況を踏まえ、東南アジア地域の数か国を対象に、実務的なニーズを踏まえた比較研究を行うことにより、日本企業の海外進出及び現地における事業活動の実施に役立てるため、平成27年度に「会社法実務研究会」を立ち上げ、東南アジア地域のコーポレート・ガバナンスに係る法制及びその実務の状況を比較研究し、一定の成果が見られたことから、平成30年度からは、前回の研究会を発展させ、我が国企業にとっても関心の高いジョイントベンチャー契約に焦点を当てた「会社法実務（ジョイント・ベンチャー契約）研究会」を実施している。

同研究会では、インドネシア、マレーシア、タイ、ベトナムを対象国として選定した上で、各対象国の会社法実務に関する専門家に対してヒアリングを行い、本研究会の委員による現地調査を実施するなどして、各対象国におけるジョイントベンチャー契約を中心に研究を進めてきた。

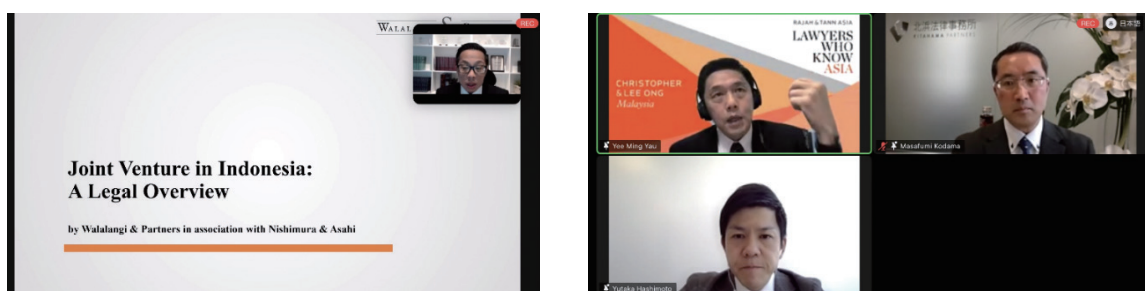
本シンポジウムは、これまでの研究活動を踏まえ、対象国におけるジョイントベンチャー

契約に係る実務の現状及び課題並びに我が国企業が進出等するに当たっての考察等についての研究成果を広く公表し、更なる討論を行うために開催したものである。

なお、例年は、大阪に会場を設けて、各対象国の専門家（以下「海外専門家」という。）にも来日していただいてシンポジウムを開催していたところ、今回は、新型コロナウイルス感染症の影響により、会場を設けずに、オンラインによる開催となった。

### 第3 シンポジウムの概要

本シンポジウムのプログラムは本稿末尾に添付したとおりであるが、まず、会社法実務（ジョイント・ベンチャー契約）研究会の座長である国谷史朗委員（弁護士法人大江橋法律事務所）から、「会社法実務研究の意義」として、本シンポジウムの趣旨及び研究の概要について説明があった。その後、研究対象のインドネシア、タイ、マレーシア、ベトナムにおけるジョイントベンチャー法制と実務対応について、各国の海外専門家と担当委員とによる国別発表及び意見交換が行われた。



【国別発表の様子】

国別発表に続いて、安田健一委員（弁護士法人堂島法律事務所）の進行により、各国の海外専門家及び担当委員が全員参加し、パネルディスカッションを行った。パネルディスカッションにおいては、例えば、ジョイントベンチャー契約書に盛り込む内容の実務的な傾向やジョイントベンチャーから外国株主が撤退する際によく採られる方法、各国の法令や裁判例の調査方法などについて、活発な議論と情報共有が行われた。なお、本シンポジウムの内容について

では、国際民商事法センターから議事録が発行されるほか、本シンポジウムを含めた本研究会の成果については、後日、書籍にまとめられる予定である。



【パネルディスカッションの様子】

#### 第4 おわりに

本シンポジウムは、初めてオンラインにより開催したが、国内外を問わず、延べ130名を超える多くの企業関係者、法律家、研究者、学生等にご参加いただいた。参加者からは随時、チャット機能を用いて質問が寄せられ、国別発表やパネルディスカッションの際に可能な限り取り上げたので、各国の法制度や実務に関する理解をより深められたのではないかと考えている。参加者アンケートにおいても、アジア太平洋地域の会社法の実務について理解が深まったとの意見が多数を占めていた。また、今後もオンラインでのシンポジウムの開催を希望するとの声が多数あり、開催方法については今後検討の余地があるものと思料する。

本シンポジウムの開催に当たり、さまざまに御協力いただいた海外専門家、アジア・太平洋法制研究会の委員、国際民商事法センター、大阪商工会議所、独立行政法人国際協力機構、独立行政法人日本貿易振興機構大阪本部、大阪弁護士会、公益社団法人関西経済連合会を始めとする関係者の皆様に、この場を借りて御礼を申し上げたい。

アジア・太平洋法制研究会  
第10回国際民商事法シンポジウム

東南アジア4カ国のジョイントベンチャー法制と実務対応

～インドネシア・マレーシア・タイ・ベトナム～

- 日 時 令和3年(2021年)3月4日(木)  
10時00分～17時15分(日本時間)
- 会 場 Web会議システムを利用したオンライン方式
- 主 催 法務省法務総合研究所  
公益財団法人国際民商事法センター(ICCCLC)
- 共 催 大阪商工会議所
- 後 援 独立行政法人国際協力機構(JICA)  
独立行政法人日本貿易振興機構(ジェトロ)大阪本部  
大阪弁護士会  
公益社団法人関西経済連合会

プ ロ グ ラ ム

※日本時間

- 10:00～10:05 開会挨拶  
上富 敏伸 法務省法務総合研究所長
- 10:05～10:20 会社法実務研究の意義  
国谷 史朗 弁護士法人大江橋法律事務所弁護士
- 10:25～11:25 国別発表1  
「マレーシアにおけるジョイントベンチャー法制と実務対応」  
Yau Yee Ming (ヤオ・イー・ミン)  
Christopher & Lee Ong 法律事務所弁護士  
児玉 実史 弁護士法人北浜法律事務所弁護士  
橋本 大 住友商事株式会社法務部長付
- 11:40～12:40 国別発表2  
「インドネシアにおけるジョイントベンチャー法制と実務対応」  
Luky I. Walalangi (ルーキー・ワラランギ)  
Walalangi & Partners Founder & Managing パートナー弁護士  
石田 眞得 関西学院大学法学部教授  
豊島 ひろ江 中本総合法律事務所弁護士

- 13：30～14：30 国別発表3  
「タイにおけるジョイントベンチャー法制と実務対応」  
Udomchai Leesin (ウドムチャイ・リーシン)  
Nishizawa Legal Consulting Co., Ltd. 弁護士  
北村 雅史 京都大学大学院法学研究科教授  
安田 健一 弁護士法人堂島法律事務所弁護士
- 14：45～15：45 国別発表4  
「ベトナムにおけるジョイントベンチャー法制と実務対応」  
Dr. Anh Tuan Nguyen (アン・トアン・グエン)  
LNT & Partners パートナー弁護士  
川島 裕理 弁護士法人大江橋法律事務所弁護士  
古川 朋雄 大阪府立大学大学院経済学研究科准教授
- 16：00～17：00 パネルディスカッション  
(進行) 安田 健一 弁護士法人堂島法律事務所弁護士
- 17：00～17：10 総括  
国谷 史朗 弁護士法人大江橋法律事務所弁護士
- 17：10～17：15 閉会挨拶  
大野恒太郎 公益財団法人国際民商事法センター理事長・元検事総長・弁護士